

エピローグ つぎの被害者には誰が……

工業高校で教師をしていた松本明さん(仮名)が、自分の銀行預金がなくなると気づいたのは2004(平成16)年8月のお盆のころだった。

埼玉県で一人暮らしをしている松本さんは、みずからの老後に備えようと約2000万円を東京三菱銀行の普通預金に預けていた。ふだん利用する給与振り込み用の銀行口座は別にあり、東京三菱銀行の口座はほとんど1年に1回記帳するぐらいだった。

高校教師の松本さんにとって、勤務時間中に学校を抜け出して銀行へいくのはむずかしい。通帳を記帳して確認できるのも、夏休み中などの限られたときだけだった。

その年の夏休み、お盆の時期に休暇をとった松本さんは、久しぶりに預金通帳をもって銀行へいった。ATMに通帳をとおしたところ、2000万円あった残高がほとんどゼロになっていた。

何が起こったのか、松本さんにはわからなかった。とにかく「預金を盗まれた」可能性があると思い、すぐに近くの交番へいった。「ここでは対応できない」といわれ、いくつかの警察署をたらいまわしにされた末、ようやく越谷警察署で話を聞いてもらえた。

しかし、何がどうなって預金が消えてしまったのか、松本さんにはさっぱり思いつかなかった。わけのわからないまま1週間ほどが過ぎたころ、越谷警察署から呼び出された。

警察が独自に銀行にあたって捜査した結果、松本さんの預金は深夜のコンビニで、キャッシュカードを利用して引き出されていたとわかった。コンビニのATMに備えつけられた防犯ビデオに、預金を引き出す犯人がかなり鮮明な画像で写っていた。松本さんには見覚えのない、20代ぐらいの3人の男たちだった。

キャッシュカードで預金が引き出されたという話を聞いたとたん、松本さんの頭にひとつの記憶がよみがえった。高校で中間テストの試験問題を作成していた6月の終わりごろ、実習室の机の上に置いていた手帳が、トイレにいつの間になくなっていったのだ。

試験問題をつくるために実習室でみていた手帳がなくなっていたので、誰かに盗まれたのだろうと推測した。その手帳の間に、2000万円が預金してある口座のキャッシュカードがはさんであったのを、松本さんは忘れていたのだった。

この預金口座は、老後にそなえるために松本さんが1989(平成元)年に開いたものだった。そのとき、銀行員が強くすすめたのでキャッシュカードをつくった。しかし、ふだんは利用することがなかったので、犯人がATMで預金を引き出すまで、松本さんは15年間にわたって一度もキャッシュカードをつかったことがなかった。手帳に入れていることすら、記憶から消えていたのだった。

記憶をたどってすべてを話したが、警察官は「はっきりしないから盗難届は受けつけられない。遺失物届を出してくれ」といった。違いがわからなかったのも、松本さんはいわれたとおりに遺失物届を出した。後にこれが、銀行が補償を拒むひとつの理由にされるなど、松本さんは思いつきもしなかった。

警察が銀行から取り寄せたATMの記録をみると、犯人は6月29日午後9時26分から、1分おきに50万円を9回引き出し、4日間にわたって同じことを繰り返して合計約1995万円を引き出している。コンビニ設置のATMによる引出し限度額が、1回で50万円、1日で500万円までと定められていたからだと推測された。

事件の詳細がわかるにつれて、松本さんの銀行に対する不信感は高まっていった。

犯人はコンビニで数十回にわたる操作をしているため、手数料だけで9660円もとられている。こんな預金の引き出し方が4日間もつづけられているのに、異常と感知しない銀行のシステムが信じられなかった。しかも、15年間一度もつかわれたことのないキャッシュカードでだ。

自分としてはまったく利用する意思のなかったキャッシュカードを、危険性を説明することもなくつくらせた銀行員にも腹が立った。

銀行が補償を拒んだため、松本さんはニュースで知ったひまわり草の会に連絡を取った。そして、2005(平成17)年6月1日の盗難カード被害者集団提訴に加わった。

UFJ銀行を相手にした原告は、松本さんを含めて3人いた。裁判が進んで結審になったとき、裁判長は和解を勧告した。ところが、UFJ銀行は松本さんについてのみ和解を拒否した。

ほかのふたりが和解で解決したあと、松本さんに対する判決が言い渡された。結果は、原告側の敗訴だった。

銀行が和解を拒んだのは、松本さんの被害が預金者保護法の要件に適合していないとみたためだ。

預金者保護法では、補償を受けられるのは「被害から30日以内に届けた」場合に限るとされている。また、盗難にあったことが条件となる。

松本さんは盗難の被害にあってから警察に届けるまで45日ほどかかり、「30日ルール」の日限を大きく超えていた。松本さんが警察に出向いたとき警察は盗難届を受けつけず、松本さんは「遺失物届」を出さざるを得なかった(このことを根拠に銀行は、松本さんの被害は「盗難」の被害要件を満たしていないなどと強弁している)。このふたつが、銀行が和解を拒んだ理由だった。

しかし、松本さんがこの口座を年に1度程度しか確認しなかったこと、キャッシュカードを1度もつかわなかったことから考えれば、30日以上盗難に気づけなかったのは少しも不思議な話ではない。その

松本さんの被害に、なぜ「30日以内」という規則があてはめられなければならないのだろうか。

その後、松本さんは控訴して争ったが、2008(平成20)年8月28日に、高等裁判所で敗訴し、上告を断念した。最後まで被害が回復されなかった松本さんは、いまこう語る。

「銀行はそもそも、私がいないといっているキャッシュカードを無理やりつくらせた。もしそのとき、カードにはこんな危険があると行員が説明していれば、私はつくりませんでした。そのカードで被害にあったのに、銀行はまったく知らぬ存ぜぬをきめこんでいる。これが社会的な責任のある銀行のすることですか。私は預金を引き出していません。私が預けた金を返してください」

個人で設計事務所を経営する宮沢勝さんにとって、2001(平成13)年11月30日は記念すべき日となるはずだった。大きな仕事が完成し、代金として1300万円が巣鴨信用金庫の口座に振り込まれた。「打ち上げ」をするために、仕事仲間と池袋に繰り出した。

1軒目の飲食店で、自分が支払いをした記憶はあった。そこから宮沢さんは、酔いがまわりはじめた。深夜になって気がついたとき、ダウンジャケットのポケットにしまっていた財布がなくなっていた。

当時はまだ、コンビニのATMなどあまり設置されていなかった。翌朝になって信金に電話をすると、巣鴨信用金庫のいくつかの支店で預金が引き出され、残高がほとんどなくなっていることがわかった。

驚いて警察にいったが、記憶があいまいだったため、「盗難届」は受けつけてもらえなかった。

財布は、ダウンジャケットのふたつきのポケットに入れていた。うっすらと、誰かが体をまさぐっていた記憶もある。盗まれたのに間違いないと思ったが、深く考えずに「遺失物届」を出した。その後、宮沢さんが味わわされた驚愕と屈辱は、ほとんどの預貯金過誤払い事件の被害者が受けたのと同じものだった。巣鴨信金は「盗難であることがはっきりしない」と主張し、いっさいの補償に応じようとしなかった。

盗まれた1300万円は、完成したばかりの新築家屋の代金として受け取ったばかりのものだった。そのうち、宮沢さんの手元に残るのはわずかの金額で、ほとんどは宮沢さんが依頼した業者にこれから支払っていかなければならない金だったのだ。

翌日から、宮沢さんは業者をまわって頭をさげつづけた。古くからつきあいがあり、宮沢さんをよく知っている業者は、「金かもどってくるまで待つよ。あんただって大変だろうからね」といつてくれた。

だが、「うちには関係のない話。すぐ代金を支払え」という大手の業者もいた。宮沢さんは親にも借金をして、要求された代金を支払っていった。

ようやく落ち着いたころ、ある請負仕事の話が舞い込んできた。どんな仕事でもやりたいときだった。喜んで請け負った仕事が完成すると、発注した業者が倒産して代金が焦げついてしまった。再び、宮沢さんの借金はふくらんだ。

悪いことは重なる。そういえば、自分は今年42歳で厄年だった。八方ふさがりで出口を失った宮沢さんはやけになり、自暴自棄の生活におちこんでいった。毎日あびるように酒を飲んだ。ある夜、そのまま車を運転して交通事故を起こした。

相手のケガは軽く示談ですんだが、酒を飲んでいたため「危険運転致死傷罪」で逮捕された。翌日から始まるはずだった仕事に手もつけられないまま、宮沢さんは20日にわたって勾留された。

留置場から出て家にもどると、まだ小さかった子どもが笑顔で出迎えてくれた。すべてを失った宮沢さんには、その笑顔が何よりの救いに思えた。何も知らずに父親を見つめる目が、宮沢さんの心に刺さった。

「もう俺はだめだ。何をやってもうまくいかない。これ以上、仕事もつづけていけないだろう」

自分はどうなってもいい。でも、この子にまで、借金や悪い話がついてまわるのだけは避けたい。そう思った宮沢さんは、妻に離婚の話をもちかけた。自分と別れて、ふたりが元気に生きていってくれればいいと思った。

しばらく考えこんだあとで、宮沢さんの妻はこういった。個人で設計事務所を経営する宮沢勝さんにとって、2001(平成13)年11月30日は記念すべき日となるはずだった。大きな仕事が完成し、代金として1300万円が巣鴨信用金庫の口座に振り込まれた。「打ち上げ」をするために、仕事仲間と池袋に繰り出した。

1軒目の飲食店で、自分が支払いをした記憶はあった。そこから宮沢さんは、酔いがまわりはじめた。深夜になって気がついたとき、ダウンジャケットのポケットにしまっていた財布がなくなっていた。

当時はまだ、コンビニのATMなどあまり設置されていなかった。翌朝になって信金に電話をすると、巣鴨信用金庫のいくつかの支店で預金が引き出され、残高がほとんどなくなっていることがわかった。

驚いて警察にいったが、記憶があいまいだったため、「盗難届」は受けつけてもらえなかった。

財布は、ダウンジャケットのふたつきのポケットに入れていた。うっすらと、誰かが体をまさぐっていた記憶もある。盗まれたのに間違いないと思ったが、深く考えずに「遺失物届」を出した。その後、宮沢さんが味わわされた驚愕と屈辱は、ほとんどの預貯金過誤払い事件の被害者が受けたのと同じものだった。巣鴨信金は「盗難であることがはっきりしない」と主張し、いっさいの補償に応じようとしなかった。

た。

盗まれた1300万円は、完成したばかりの新築家屋の代金として受け取ったばかりのものだった。そのうち、宮沢さんの手元に残るのはわずかの金額で、ほとんどは宮沢さんが依頼した業者にこれから支払っていかねばならない金だったのだ。

翌日から、宮沢さんは業者をまわって頭をさげつづけた。古くからつきあいがあり、宮沢さんをよく知っている業者は、「金もどってくるまで待つよ。あんただって大変だろうからね」といつてくれた。

だが、「うちには関係のない話。すぐ代金を支払え」という大手の業者もいた。宮沢さんは親にも借金をして、要求された代金を支払っていった。

ようやく落ち着いたころ、ある請負仕事の話が舞い込んできた。どんな仕事でもやりたいときだった。喜んで請け負った仕事が完成すると、発注した業者が倒産して代金が焦げついてしまった。再び、宮沢さんの借金はふくらんだ。

悪いことは重なる。そういえば、自分は今年42歳で厄年だった。八方ふさがりで出口を失った宮沢さんはやけになり、自暴自棄の生活におちこんでいった。毎日あびるように酒を飲んだ。ある夜、そのまま車を運転して交通事故を起こした。

相手のケガは軽く示談ですんだが、酒を飲んでいたため「危険運転致死傷罪」で逮捕された。翌日から始まるはずだった仕事に手もつけられないまま、宮沢さんは20日にわたって勾留された。

留置場から出て家にもどると、まだ小さかった子どもが笑顔で出迎えてくれた。すべてを失った宮沢さんには、その笑顔が何よりの救いに思えた。何も知らずに父親を見つめる目が、宮沢さんの心に刺さった。

「もう俺はだめだ。何をやってももうまくいかない。これ以上、仕事もつづけていけないだろう」

自分はどうなってもいい。でも、この子にまで、借金や悪い話がついてまわるのだけは避けたい。そう思った宮沢さんは、妻に離婚の話をもちかけた。自分と別れて、ふたりが元気に生きていってくれればいいと思った。

しばらく考えこんだあとで、宮沢さんの妻はこういった。個人で設計事務所を経営する宮沢勝さんにとって、2001(平成13)年11月30日は記念すべき日となるはずだった。大きな仕事が完成し、代金として1300万円が巣鴨信用金庫の口座に振り込まれた。「打ち上げ」をするために、仕事仲間と池袋に繰り出した。

1軒目の飲食店で、自分が支払いをした記憶はあった。そこから宮沢さんは、酔いがまわりはじめた。深夜になって気がついたとき、ダウンジャケットのポケットにしまっていた財布がなくなっていた。

当時はまだ、コンビニのATMなどあまり設置されていなかった。翌朝になって信金に電話をすると、巢鴨信用金庫のいくつかの支店で預金が引き出され、残高がほとんどなくなっていることがわかった。

驚いて警察にいったが、記憶があいまいだったため、「盗難届」は受けつけてもらえなかった。

財布は、ダウンジャケットのふたつきのポケットに入れていた。うっすらと、誰かが体をまさぐっていた記憶もある。盗まれたのに間違いないと思ったが、深く考えずに「遺失物届」を出した。その後、宮沢さんが味わわされた驚愕と屈辱は、ほとんどの預貯金過誤払い事件の被害者が受けたのと同じものだった。巢鴨信金は「盗難であることがはっきりしない」と主張し、いっさいの補償に応じようとしなかった。

盗まれた1300万円は、完成したばかりの新築家屋の代金として受け取ったばかりのものだった。そのうち、宮沢さんの手元に残るのはわずかの金額で、ほとんどは宮沢さんが依頼した業者にこれから支払っていかねばならない金だったのだ。

翌日から、宮沢さんは業者をまわって頭をさげつづけた。古くからつきあいがあり、宮沢さんをよく知っている業者は、「金ももどってくるまで待つよ。あんただって大変だろうからね」といつてくれた。

だが、「うちには関係のない話。すぐ代金を支払え」という大手の業者もいた。宮沢さんは親にも借金をして、要求された代金を支払っていった。

ようやく落ち着いたころ、ある請負仕事の話が舞い込んできた。どんな仕事でもやりたいときだった。喜んで請け負った仕事が完成すると、発注した業者が倒産して代金が焦げついてしまった。再び、宮沢さんの借金はふくらんだ。

悪いことは重なる。そういえば、自分は今年42歳で厄年だった。八方ふさがりで出口を失った宮沢さんはやけになり、自暴自棄の生活におちこんでいった。毎日あびるように酒を飲んだ。ある夜、そのまま車を運転して交通事故を起こした。

相手のケガは軽く示談ですんだが、酒を飲んでいたため「危険運転致死傷罪」で逮捕された。翌日から始まるはずだった仕事に手もつけられないまま、宮沢さんは20日にわたって勾留された。

留置場から出て家にもどると、まだ小さかった子どもが笑顔で出迎えてくれた。すべてを失った宮沢さんには、その笑顔が何よりの救いに思えた。何も知らずに父親を見つめる目が、宮沢さんの心に刺さった。

「もう俺はだめだ。何をやってもうまくいかない。これ以上、仕事もつづけていけないだろう」

自分はどうなってもいい。でも、この子にまで、借金や悪い話がついてまわるのだけは避けたい。そう

思った宮沢さんは、妻に離婚の話をもちかけた。自分と別れて、ふたりが元気に生きていってくれればいいと思った。

しばらく考えこんだあとで、宮沢さんの妻はこういった。

「私もがんばるから。みんなでやっついこうよ」

その一言に励まされて、宮沢さんは立ち直った。建築設計の仕事をコツコツとつづけながら、失った信用を少しずつとりもどしていった。

いま、設計事務所で仕事に追われる宮沢さんはこう語る。

「あれからもう7年がたちますよね。でも、仕事の量は、まだ事件まえの状態に回復していない。あのとき失った金も、まだ返済しきれていないんですよ」

苦笑しながらそう語る宮沢さんが、声を震わせて話したことがある。

事件のあと、宮沢さんは巢鴨信用金庫に特別融資を申し入れた。信金は、盗まれた預金への補償をいっさいしようとしな。失った金はすべてが自分のもうけではなかったから、業者への支払資金がいる。事情はよくわかっているはずなのに、巢鴨信金の担当者はこういうだけだった。

「特別な融資はできません。通常の融資ですから、審査をして結果が出るまで1か月ぐらひはかかりますよ」

何のための、誰のための信用金庫なのかと宮沢さんは怒った。

預貯金過誤払いの被害者は通常、自分では被害届が出せない。宮沢さんの場合は巢鴨信用金庫が出す立場にあるが、宮沢さんが何度も頼んだにもかかわらず、いまだに巢鴨信金は被害届を出していないという。裁判で不利になることを恐れたのだろう。

その後、宮沢さんは盗難カードの第三次集団訴訟で、巢鴨信用金庫を提訴した。裁判は、被害から7年が過ぎたいまもまだつづいている。

被害者たちのがんばり。弁護団、支援者たちの熱いささえ。マスコミ関係者の献身的な努力……。多くの人びとの力の結集によって、預貯金過誤払いの被害者は救済されてきた。

盗難通帳による被害では、偽造印鑑だけでなく盗難印鑑のケースでも裁判で和解にもちこめるところまでこぎつけ、銀行側が補償に応じる姿勢をみせ始めた。

キャッシュカードによる被害では、被害者も弁護団も想像すらできなかった勢いで、立法化までこぎつけた。偽造カード、盗難カードともに、過去の被害まで補償される道筋ができてきた。

しかし、それでもなお、補償をされないままの被害者が、世の中にはまだ何人も取り残されているの

が現実なのだ。預金者保護法ができ、銀行が「自主ルール」を定めたとはいっても、その「網の目」からこぼれおちる被害者には、銀行は誠意のかけらすら見せていないのが現実なのだ。

そして、預貯金過誤払い犯の手口は、さらに巧妙化し、高度化している。銀行がセキュリティーを高めれば高めるほど、また新たな手段による犯罪が出てくる。過去の例をみれば、これからも預貯金過誤払い犯の暗躍を、否定できる要素はない。

預貯金過誤払いの被害は、ときに被害者本人だけでなく、家族や周囲の人びとの人生を変えてしまうこともある。それでも銀行は、補償を拒否しつづけることがある。

もしかしたら、いまこの本を読んでいるあいだにも、あなたの預金口座から金が消えているかもしれない。

そのとき、はたして銀行は、あなたにどのような態度をとるのだろうか。トイレにいつている間になくなっていったのだ。

試験問題をつくるために実習室でみていた手帳がなくんであったのを、松本さんは忘れていたのだ。